

# 船橋市介護保険事業の現状について

- 船橋市の高齢者を取り巻く状況について

  - 総人口の推計

  - 高齢者人口と高齢化率の推計

  - ひとり暮らし高齢者数とひとり暮らし高齢者率の推計 等

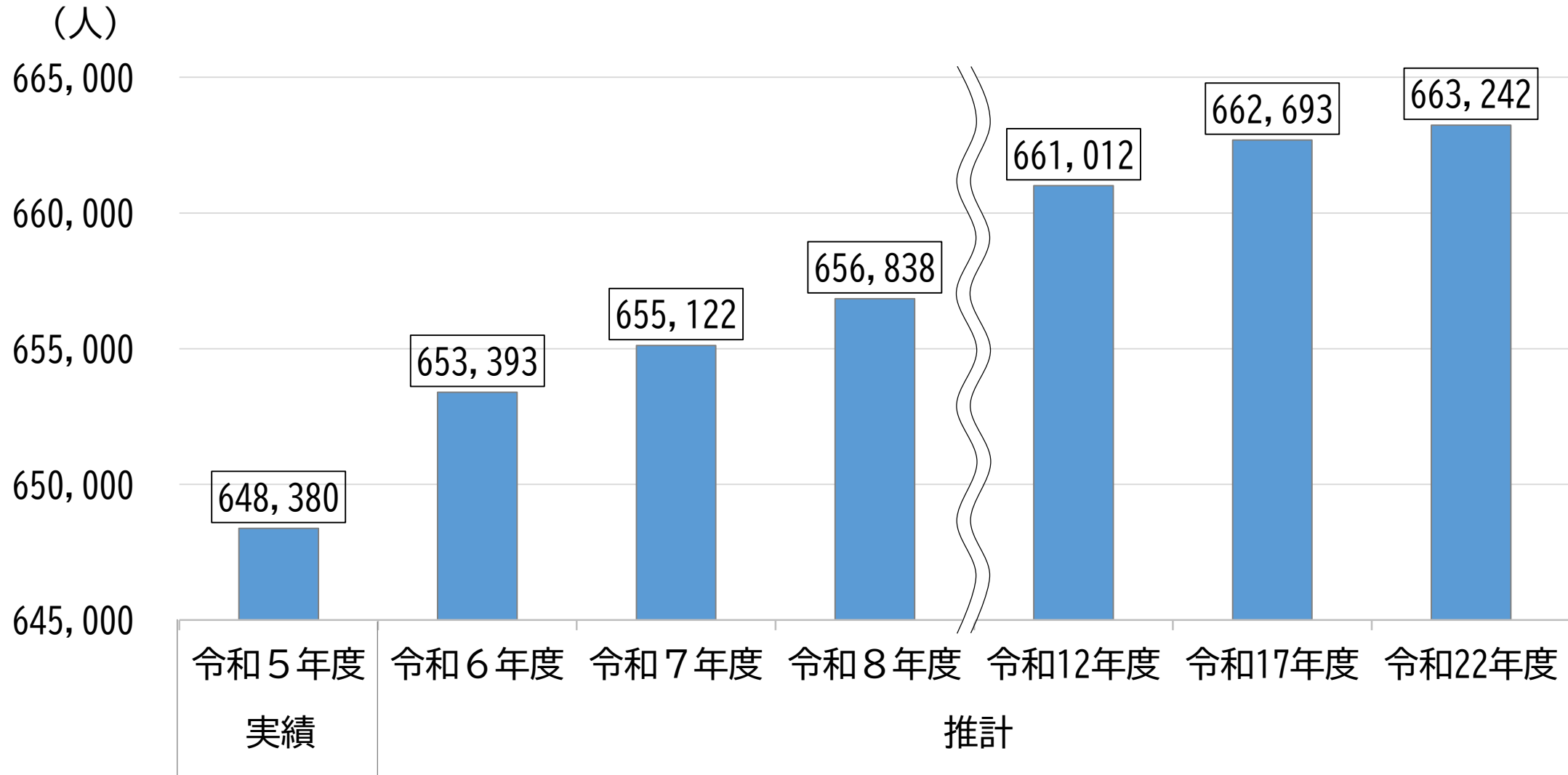
- 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

  - 計画の趣旨と概要、計画のビジョンと基本方針

  - 令和6年度から令和8年度までの総給付費と介護保険料の見込みについて

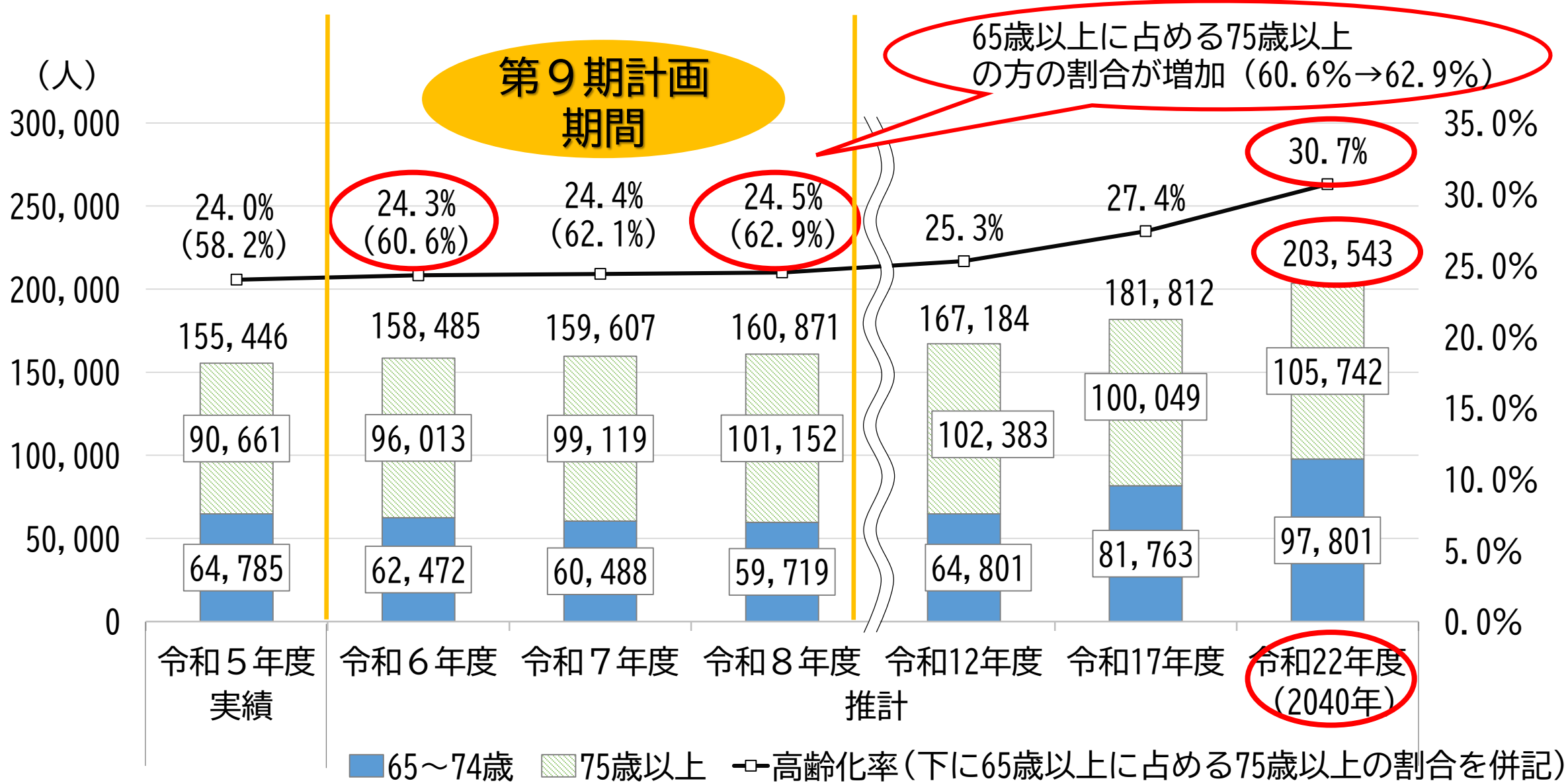
2024/11/6 (水)

# 総人口の推計



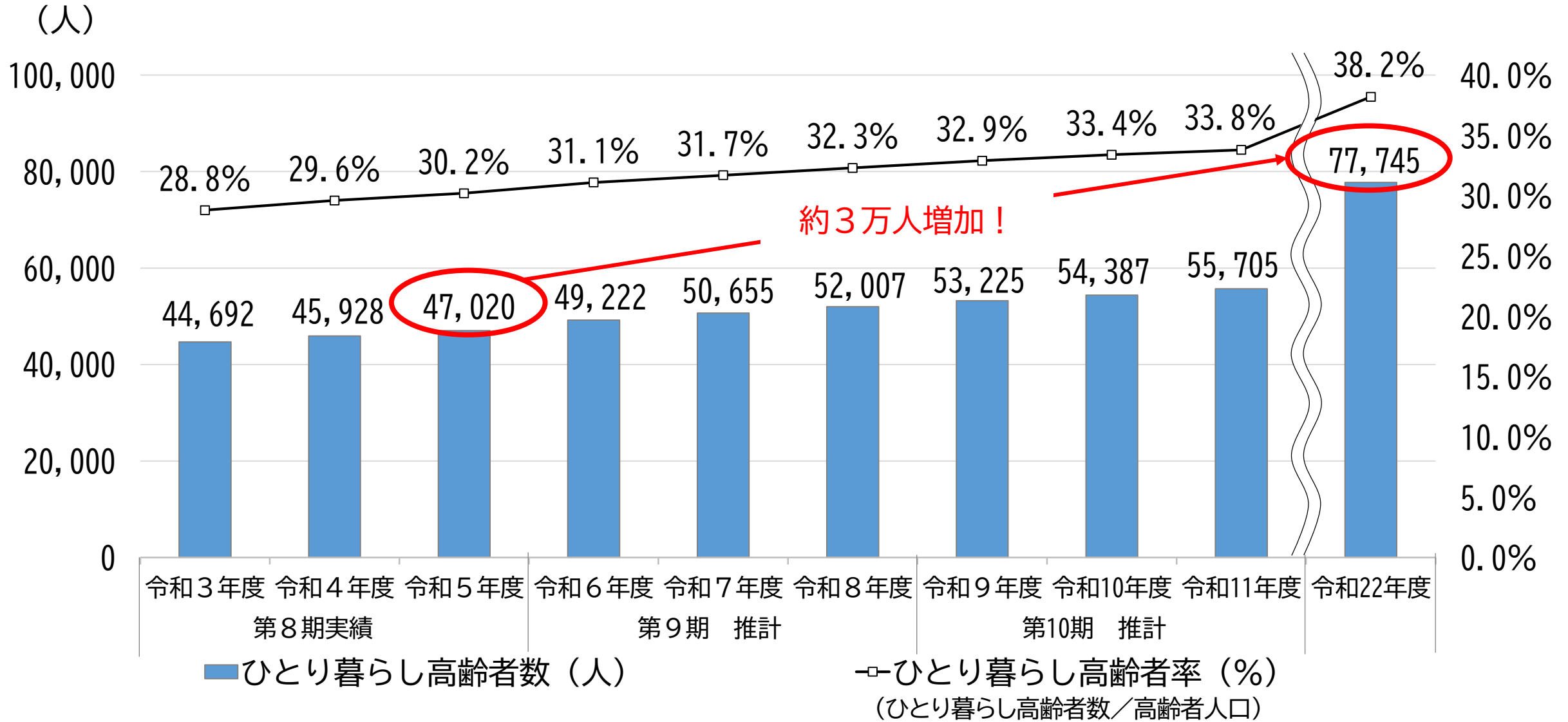
※推計値は人口推計調査報告書のデータを加工し作成（各年度10月1日時点） 令和5年度については、10月1日住民基本台帳人口

# 高齢者人口と高齢化率・65歳以上に占める75歳以上の割合の推計



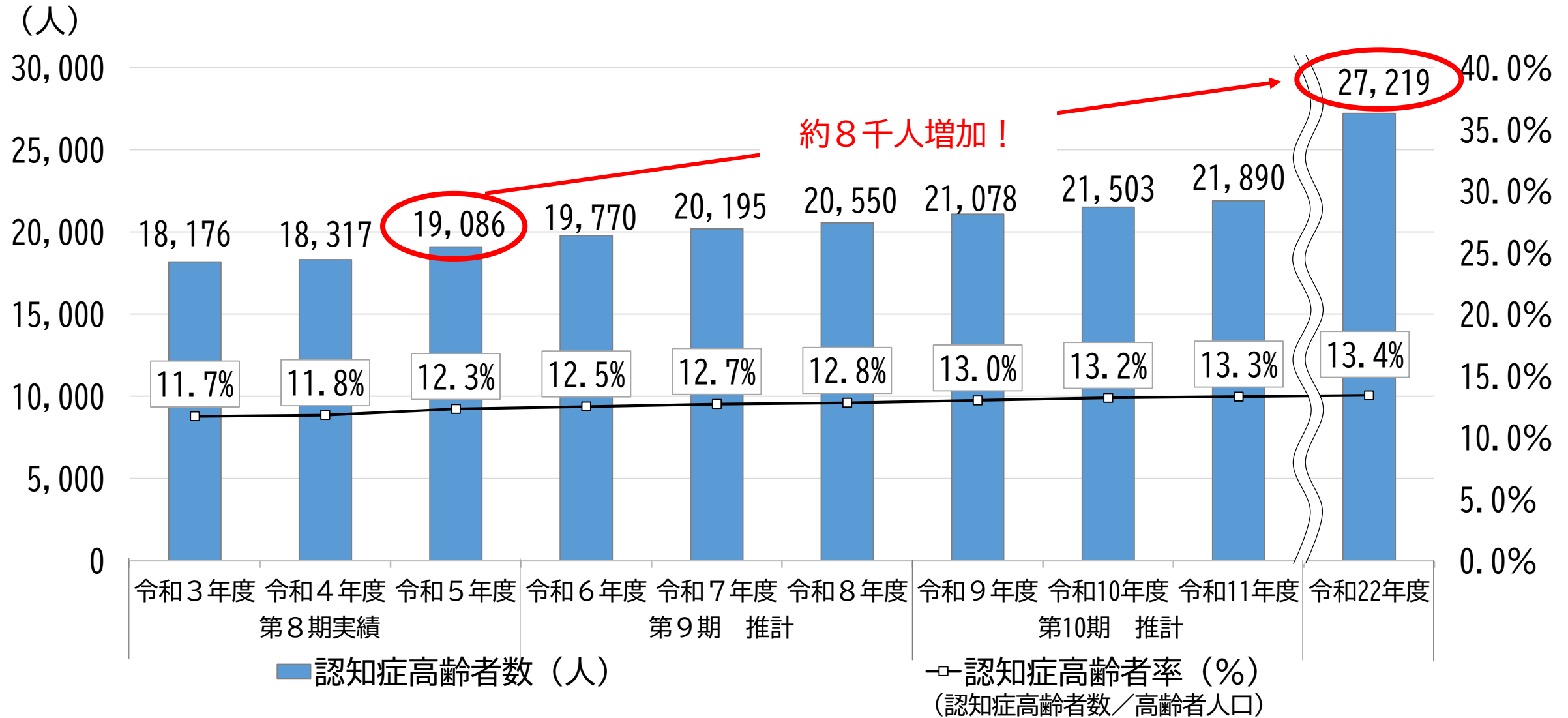
※推計値は人口推計調査報告書のデータを加工し作成 (各年度10月1日時点) 令和5年度については、10月1日住民基本台帳人口

# ひとり暮らし高齢者数とひとり暮らし高齢者率の推計



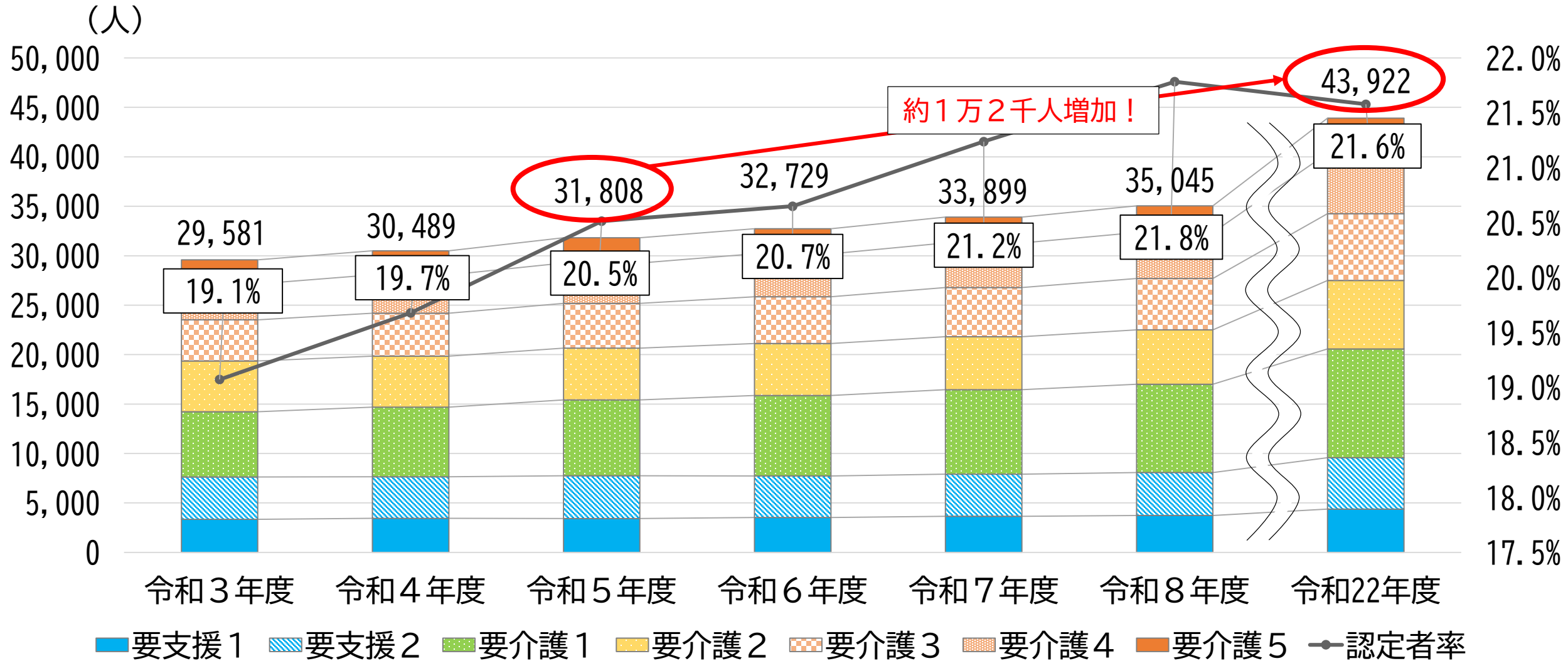
※実績値は住民基本台帳（各年度10月1日時点） ※高齢者人口、ひとり暮らし高齢者率の推計値は実績から推計、ひとり暮らし高齢者数の推計値は高齢者人口とひとり暮らし高齢者率から推計（各年度10月1日時点） ※ひとり暮らし高齢者率の値は、四捨五入した値を表記

# 認知症高齢者数と認知症高齢者率の推計



※「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上を「認知症高齢者」として集計 ※実績値は住民基本台帳による(各年度10月1日時点)  
 ※高齢者人口、認知症高齢者率の推計値は実績から推計、認知症高齢者数の推計値は高齢者人口と認知症高齢者率から推計(各年度10月1日時点)  
 ※認知症高齢者率の値は、四捨五入した値を表記

# 要支援・要介護認定者数と認定者率の推移と見込み



※各年度10月1日時点

※令和3年度、4年度の認定者数実績は、「介護保険事業状況報告」の9月末時点の数値

※認定者率は「認定者数÷第1号被保険者数」

# 計画の趣旨と概要

## ■ 計画の趣旨

要介護高齢者の増加・  
生産年齢人口（15歳～64歳）の減少



- 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進
- ニーズを踏まえた介護サービス基盤の整備
- 介護人材の確保 など

優先順位を検討していくことが重要

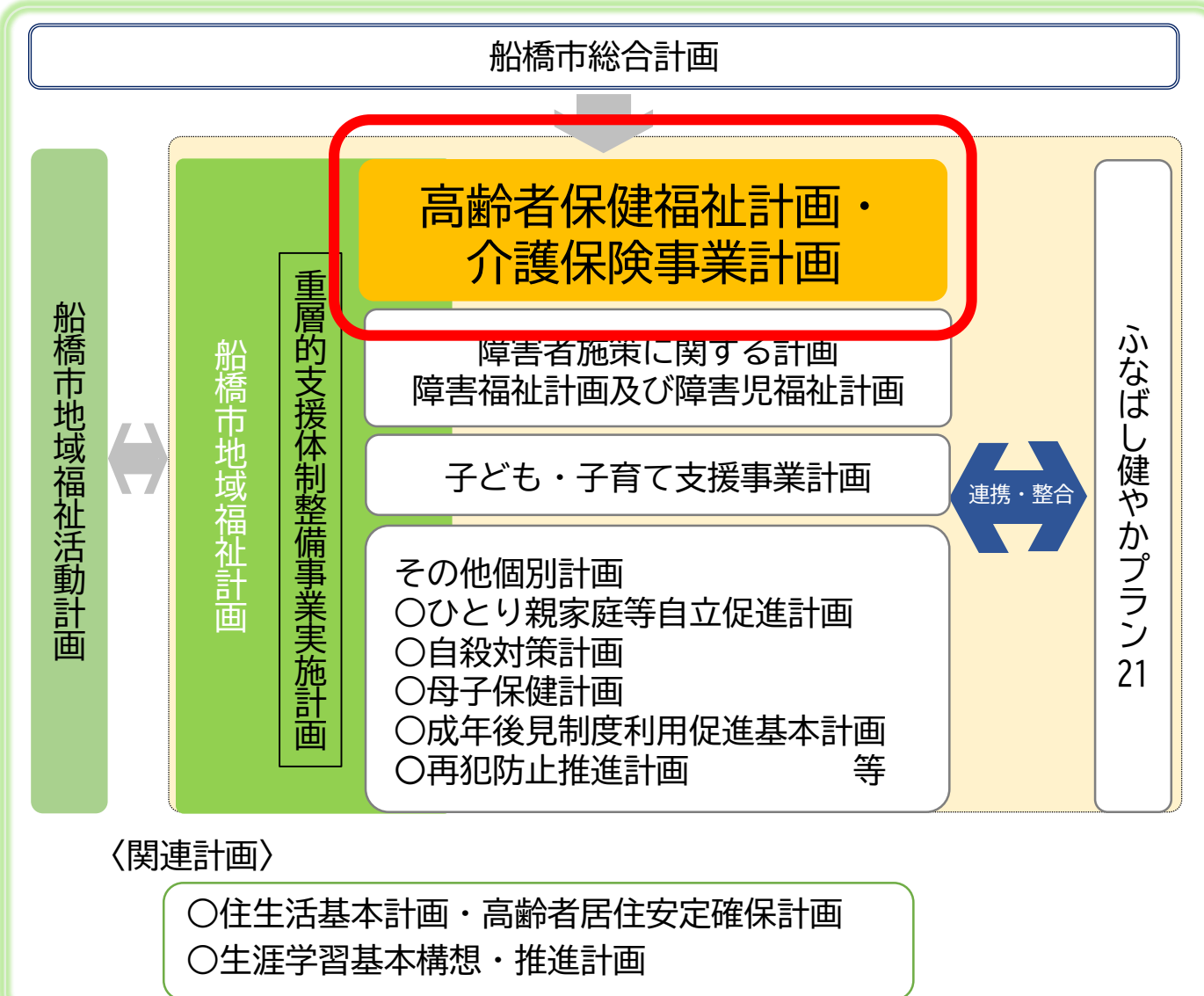


高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、本計画を策定することとしました。

## ■ 計画期間と法的位置づけ

- 「老人福祉法」に基づく高齢者保健福祉計画
  - 「介護保険法」に基づく介護保険事業計画
- ➔ 一体のものとして策定

## ■ 船橋市の計画体系における位置づけ



# ビジョンと基本方針

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、  
住み慣れた地域でいつまでも健やかに 安心して暮らし続けられる  
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

【 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン 】

地域包括ケアシステムの構築  
健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して

地域包括ケアシステムの推進





# ビジョンと基本方針

## ビジョン

### 地域包括ケアシステムの構築

健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して

## 基本方針

### 1. 住まい

住み慣れた地域で、安心して暮らせる  
住環境の整備

### 2. 予防

介護予防の推進で  
“健康寿命日本一のまち”

### 3. 生活支援

助け合い活動などの  
支援体制づくりの推進

### 4. 介護

いつでも安心して必要な  
介護サービスを利用できる体制の確立

### 5. 医療

医療と介護の連携による継続的・  
一体的なサービス提供体制の確立

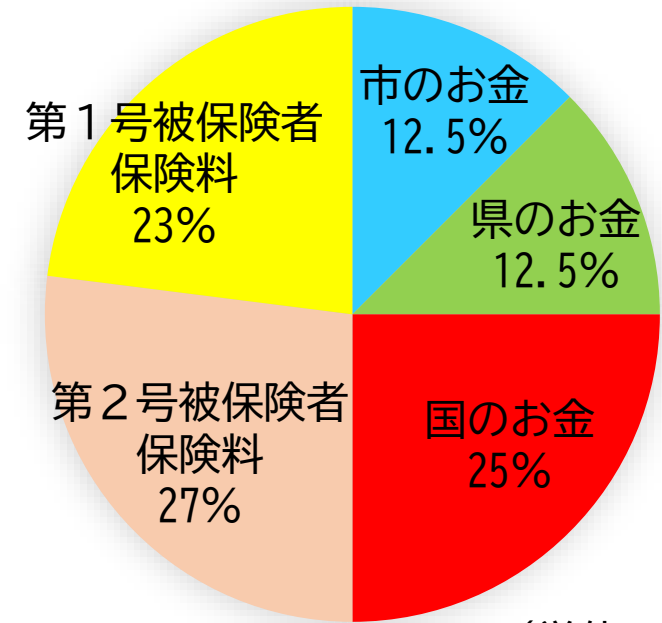
# 介護保険財政と介護保険料

## 1 介護保険の財源構成

公費（税金）50%+介護保険料50%によって構成

- ・市のお金 12.5%
- ・県のお金 12.5%
- ・国のお金 25%
- ・第2号被保険者介護保険料 27%
- ・第1号被保険者介護保険料 23%

介護保険料  
50%



公費  
(税金)  
50%

## 2 総給付費見込額（介護給付費と予防給付費を合わせた見込み）

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計（第9期期間）	令和22年度
総給付費	45,963,086	48,273,392	51,101,977	145,338,455	61,925,968

## 3 保険料基準額

令和6年度～8年度までの保険料基準額

第9期保険料基準額	月額6,600円(年額79,200円)
-----------	---------------------

※第8期保険料基準額 月額5,400円(年額64,800円)